

令和 5 年 1 0 月 5 日

(宛先) 刈谷市障害者自立支援協議会

所在地 名古屋市名東区朝日が丘 7 5 番地 5
 名称 社会福祉法人観寿々会
 代表者 理事長 小出 紀衣

日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設に係る評価、要望、助言等
 依頼書

次のとおり日中サービス支援型共同生活援助事業を開始しますので、評価、要望、助言等
 をお願いします。

事業 所 基 本 情 報	事業所名	福うさぎ		
	事業所所在地	刈谷市井ヶ谷町石根 1 番地 1 0 0		
	事業開始指定日 (予定日)	令和 6 年 9 月 1 日		
	対象障害種別	特定無し		
	定員	1 9 名 (内 : 短期入所 5 名)		
	特記事項	車椅子利用者、高齢障害者受入可能		
障がい福祉サービス事業等の実績 (申請事業者の実績)				
●実績(開設した市町村名、事業所名、サービス種別、開設年月等)				
豊田市	観寿々園	生活介護	平成 元年 1 1 月	
刈谷市	ペガサス	障害者支援施設	平成 6 年 1 0 月	
刈谷市	刈谷市つくし作業所	就労継続支援 B 型	平成 1 6 年 4 月	(運営委託)
刈谷市	ペガサス・II	障害者支援施設	平成 1 7 年 4 月	
刈谷市	ペガサス・II	特定相談	平成 2 6 年 4 月	
安城市	アスパラトーズ	共同生活援助	平成 2 7 年 1 月	
安城市	バستمマトズ	生活介護	平成 2 7 年 1 月	
刈谷市	グルホンズ (ホームグルホンズ)	共同生活援助	平成 2 8 年 4 月	
刈谷市	ハロポonz	生活介護	平成 2 8 年 4 月	
刈谷市	グルホンズ (サテライト)	共同生活援助	平成 3 0 年 4 月	
日進市	グルホンズ (ホームペガサス)	共同生活援助	平成 3 0 年 4 月	
日進市	へるぱーステーション ・ハロリア	居宅介護 移動支援	平成 3 1 年 4 月	
名古屋市	ホームフキノトウ	共同生活援助	令和 2 年 4 月	
名古屋市	ワークスタケノコ	就労継続支援 B 型	令和 2 年 4 月	

刈谷市で日中サービス支援型共同生活援助事業を開設する経緯・目的

現在、障害者支援施設（ペガサス ペガサス・Ⅱ）を利用されている方の高齢化による支援の必要性が高くなってきております。特にペガサスでは、開所から約30年経ち、60歳以上の方が約24%、50歳以上になると約54%となり、車椅子を利用される方も年々増えてきております。ペガサスは、車椅子での生活を想定して建てられていないことから、ペガサスにおける車椅子での生活は利用者様にとっては、不自由である箇所が多くあるので、安心して生活できる環境整備として、今回日中サービス支援型のグループホーム（以下「GH」とする）を建設することといたしました。現在、本GHを入所施設からの地域移行としての場と考え、高齢障害者の方（特に車椅子使用の方）を対象に設備等を検討しております。

刈谷市圏域の地域生活支援拠点事業の一つとして、地域で生活する障害者の緊急一時で対応できるように短期入所も実施します。短期入所の1部屋は、トイレ、浴室など独立させ、一人暮らしの体験や医療的ケアが個室で対応できるように考えております。

利用者への社会生活上の便宜

●日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障害特性に配慮しどのような支援を行う予定か（外出の希望にどのように応えるかや外出プログラム、余暇活動はどのようなものを用意しているか等）

日中事業所へ通うことが困難な場合は、居間でレクリエーションや余暇支援を行うとともに、定期的に外出の機会として、喫茶店、買物を月間予定に組み入れ実施していく予定です。また、病院受診等も職員にて行っていく予定です。

個々のニーズについては、サービス管理責任者がアセスメントを行い、個別支援計画書にて実施可能なプランを作成し、実施する予定です。（余暇支援等）

●利用者への支援のために、特定相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者とどのように緊密な連携を図る予定か

特定相談支援事業所と連携し、定期的に連絡、情報共有を行うことにより、利用者様の希望や障害特性を考慮した支援に努めます。例えば、利用者様本人が体力的や精神的に可能な限り、日中活動サービスを利用できるように特定相談支援事業所と一緒にニーズを定期的に把握していきます。（週1回、地域の生活介護事業所や就労継続支援B型などを利用するなど）

高齢障害者の方については、介護保険利用も必要となってくるため、包括支援センター（ケアマネ）や高齢福祉サービス事業所とも連携し、個々にあったサービスを利用できるように連携を取っていきます。（週1回高齢デイサービスのリハビリ、入浴を利用するなど）

●利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者の同意を得て代理で行う場合の金銭管理等の手続方法は検討しているか

「預り金規程」を観寿々会法人内で定めており、手帳の更新、年金報告、国民健康保険料の支払い等、規定に則り運用していきます。（別添「預り金規定」参照）

●家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みについてどのようなことを行う予定か

地域のおまつり等のイベントに積極的に参加することで、地域住民との交流の機会の確保に努めるとともに、町内会に入会するため、調整を進めてまいります。

加えて、地域の集まりの場やクラブ活動の場等として使用していただき、地域の交流の場の一つとなれるよう、施設の一部を地域に開放する機会を設ける予定です。

社会福祉法人 観寿々会 施設利用者預り金管理規定

(目的)

第1条 利用者の預り金の出納に係る業務を適切に実施することを目的とする。

(基本原則)

第2条 利用者の預り金の管理は、利用者ご本人の自己決定に基づいて実施する。

(依頼)

第3条 利用者から預貯金通帳や現金の管理について依頼を受けた場合には別紙様式の依頼書を受け取るものとする。

(保管)

第4条 利用者の依頼により預り金を保管している場合、預貯金通帳保管者、印鑑保管者をそれぞれ別々に定め、その保管場所も別々にするものとする。

(出納)

第5条 預り金の払出しにあたっては、利用者からの受領印を取り、また、利用者からの受領印を徴することが困難な場合は、複数職員の立ち会いのもとに授受を行い、その記録を残すものとする。

(点検)

第6条 預り金の収支状況ならびに残高は、施設長により毎月点検するものとする。

(報告)

第7条 預り金の収支の状況ならびに残高は定期的に（2か月一度）利用者および必要に応じて家族等に知らせるものとする。

(解消)

第8条 この預り金の管理は、次に各号のいずれかに該当するに至ったときは、解消するものとする。

1. 利用者が依頼の解消を申し出たとき
2. 利用者が施設を退所したとき

2 前項により解消したときは、精算を行い、当該通帳、印鑑、現金に精算書を添えて利用者又は遺族に引き渡し、受領書を徴するものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

預貯金現金管理依頼書

令和 年 月 日

様

利用者氏名 _____ 印

成年後見人等氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

住所 _____

電話番号 _____

利用者 _____ は、所持する預貯金等を自分で管理することが出来ませんので、「社会福祉法人観寿々会障害者支援施設ペガサス・II 利用者預り金等管理規程」に基づき、下記の預貯金等の管理を依頼します。

記

管理対象	金額又は記載額	備考(通帳記号番号等)	
①			
②			
③			
④			
⑤			
印鑑	印影①	印影②	印影③

規程第3条の規定に基づき現金の管理を承認します。

令和 年 月 日

印

- ※ 本書は2通作成し、依頼者と承認者がそれぞれ所持するものとする。
- ※ 諸手続きのため上記通帳等が必要な場合は、一時預り証を使用してください。

現金管理依頼書

令和 年 月 日

様

利用者氏名 _____ 印

成年後見人等氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

住所 _____

電話番号 _____

利用者 _____ は、所持する現金を自分で管理することが出来ませんので、「社会福祉法人観寿々会障害者支援施設ペガサス・Ⅱ利用者預り金等管理規程」に基づき、下記のとおり現金の管理を依頼します。

記

管理対象	金額	備考

預り金等管理の規定に基づき現金の管理を承認します。

令和 年 月 日

印

※ 本書は2通作成し、依頼者と承認者がそれぞれ所持するものとする。

